

災害時における応急対策業務に関する基本協定（案）

国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所長 小野 朋次（以下「甲」という）と
（以下「乙」という）とは
災害時における応急対策業務の実施に関し次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、甲の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から応援要請があった場合、又は甲が判断した場合は、甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を期することを目的とする。

（業務の内容）

第 2 条 1. 甲は、直轄管理区間内で災害が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて、乙に出動を要請することができるものとする。
2. 乙は、前項の要請があったときは災害状況を把握し甲の指示により当該災害の応急処置を実施するものとする。
3. 甲は乙に国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。
4. 乙は、適切に対応ができるよう河川情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（業務の対象施設）

第 3 条 業務の対象施設は、_____とする。
ただし、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から応援要請があった場合、又は甲が判断した場合は、甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）について前条第 1 項の要請ができるものとする。

（出動の要請）

第 4 条 甲は乙に対し、第 3 条の業務対象施設の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出動を書面又は、電話により要請するものとする。

（訓練）

第 5 条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

（契約の締結）

第 6 条 甲の出動要請があった場合には、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

ただし、本協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず補償できる保険）に加入していることを条件とする。

（業務指示）

第7条 業務の直接の指示は、当該施設を担当する担当課長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の実施）

第8条 1. 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は直ちに出勤し応急処置等の業務を実施するものとする。
2. 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用した建設資機材等を担当課長に書面により報告するものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（雑 則）

第11条 この協定の証として、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年3月 日

甲 住所 大分県中津市大字高瀬1851-2

氏名 国土交通省九州地方整備局
山国川河川事務所長 小野 朋次

乙 住所

氏名